住宅改修の種類について

1. 手すり

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。 なお、浴槽縁に取付けるなどのいわゆる取付け工事を伴わない手すりは対象となりません。

2. 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、取付け工事を伴わないスロープ、段差解消機、浴室用のスノコは対象になりません。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

また、屋外でも道路に出るための通路部分の移動を円滑化するために舗装することも対象となります。 なお、滑り止めマットを浴室その他に敷くだけでは対象となりません。

4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

5. 洋式便器等への便器の取替え

| 和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定され、取付 |け工事の伴わない据え置きの腰掛便座は「福祉用具購入費の支給」で利用することとなります。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に |洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象となりません。

6. その他1から5の付帯して必要となる住宅改修

住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、以下のものが考えられます。

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強など
- ②浴室の床段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事など
- ③床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など
- ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など
- ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴 う床材の変更など
- ⑥住宅改修の際に不要となった便器等の撤去や、床材変更で出た廃材の処分など
- ⑦段差の解消に伴う転落防止柵の設置
- その他、不明な場合はお問い合わせください。

問合せ先:健康福祉部介護高齢福祉課介護事業係 La 0 5 9 5 - 2 6 - 3 9 3 9 Fax: 2 6 - 3 9 5 0 H27.6.1

介護保険

居宅介護(予防)住宅改修費 支給について



~より安全な生活が送れるように住宅を改修~

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1~5 と認定された人が対象となり、手すりの取り付けなど、要 介護認定を受けた方の生活の自立支援のための住宅改修費 の一部を助成します。

~ケアマネジャー等と相談 申請は必ず着工前に~ 住宅改修をするときは、まず、担当のケアマネジャー等 か、介護高齢福祉課に相談してください。

また、着工前に必ず介護高齢福祉課へ申請を行い、保険給付の対象として適当な住宅改修であるかどうかの確認を受けてください。

伊賀市 介護高齢福祉課

住宅改修費の支給までの流れ

居宅介護(予防)住宅改修費の支給を受けるには、2通りの申請方法があります。

「償還払い」と「受領委任払い」のどちらかをお選びいただき、次のとおり申請を行ってください。





住宅改修についての相談

※1 ケアマネジャーをはじめ作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター(2級以上)の資格を持つ方です。

居宅介護支援事業所のケアマネジャー等 (※1) に身体状況にあった改修内容の相談。「住宅改修が必要な理由書」を作成してもらってください。

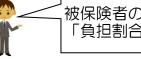


現地での住宅改修工事の内容の調整・確認

被保険者、家族等が相談した方及び施工業者と現地で工事内容・施工方法の確認する。利用限度額は同一住宅で20万円です。(限度額までなら複数回に分けて改修可能です。)



住宅改修費支給事前承認申請



受領委任払い

申請に必要な書類

①住宅改修費支給事前承認申請書

③住宅改修の見積書·工事費内訳書

④ 改修箇所が分かる現況写真(施工前)

⑤改修箇所を記入した住宅の平面図

※住宅所有者が被保険者以外の場合

⑥住宅改修の承諾書(家族又は貸主)

②住宅改修が必要な理由書

被保険者の自己負担割合は、事前に 「負担割合証」をご確認ください。

償還払い

申請に必要な書類

- ①住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書
- 3)住宅改修の見積書・工事費内訳書
- ④改修箇所が分かる現況写真(施工前)
- ⑤改修箇所を記入した住宅の平面図
- ※住宅所有者が被保険者以外の場合
- ⑥住宅改修の承諾書(家族又は貸主)

• 申請書の違いに注意してください。

- ・内訳書は箇所別に材料・工事費別に記載し、仕様もしっかり記載してください。
- 施工前の現況写真には撮影日を必ず写し込ませて、手すりなど 改修内容もそこに記載してください。



住宅改修事前承認決定

ケアマネジャーへ住宅改修費事前承認決定通 知の送付(伊賀市から)

「償還払い」

が保険者が費用の全額を施工業者に支払った後に、領収証と必要書類を添えて支給申請する ことで対象費用の9割又は8割を利用者へ給付する制度です。

「受領委任払い」

被保険者が費用の<u>1割又は2割分(介護保険負担割合証に記載)</u>を施工業者に支払い、残りの9割又は8割分は領収証と必要書類を添えて支給申請することで、市が直接施工業者に支払う制度です。



住宅改修工事の着工・完成・工事費の支払い

償還払い

工事費全額(10割)支払い (被保険者→施工業者)

受領委任払い

工事費(保険対象額の1割・2割)支払い (被保険者→施工業者)

担割合証」は必ず確認を!

被保険者の負担割合に注意!「負



(住宅改修費(保険給付)の申請

僧環払い

受領委仟払い

申請に必要な書類

- **②①工事費内訳書**
- ②工事完了写真(施工後)
- ③工事費支払の全額(10割)の領収証
- 。 。 申請に必要な書類
- ①住宅改修費支給申請書②受領委任状
- ③工事費内訳書
- ④工事完了写真(施工後)
- ⑤工事費支払の被保険者支払い1割分の 領収証



- ここでの支給申請書は、受領委任払い専用の申請書です。
- ・工事完了写真には撮影日を必ず写し込ませてください。
- 領収証は被保険者の氏名を必ず記載してください。

Step 7

住宅改修の内容の審査・決定 住宅改修費の支払 🕋 /-

介護保険給付(9割又は8割分)

「ご不明な点は、伊賀市介護高齢福祉課介護事業係まで お問い合わせください。電話0595-26-3939 (直通)

支給申請受付日基準毎月20日頃締め。決定後に住宅改修費支給決定通知書を送付し、 当月末に支給申請書の預金口座へ振り込みます。締め日以降は翌月末支払いとなりま す。